



障がい者移動支援事業ガイドライン
令和8年4月

野辺地町 介護・福祉課

TEL : 0175-64-2111 FAX : 0175-64-8518

～目次～

移動支援事業について	2
移動支援の対象者	2
実施方法	2
身体介護伴う・伴わないの判断基準	3
利用時間	3
外出の範囲	4
利用者負担額	5
留意事項	5
移動支援に関するQ&A	6

【1. 移動支援事業について】

屋外での移動が単独では困難な障がい者・児（以下「障がい者等」とする。）に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的としているものです。

【2. 移動支援の対象者】

次に当てはまる方が対象となります。

対象要件
単独では外出困難かつ公共交通機関（バスや電車など）の利用が困難で、次のいずれかに該当する方が対象となります。
ア 身体障がい者等（身体障害者手帳所持）
イ 知的障がい者等（愛護手帳所持）
ウ 精神障がい者等（精神障害者手帳所持）
エ その他町長が認める者
※ 原則として、公的機関への手続きや通院については、居宅介護（通院等介助）や介護保険を利用できる場合には、その利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。

【3. 実施方法】

<個別支援型>

障がいを持つ方が一人で外出することが困難な場合、ガイドヘルパーが1対1（マンツーマン）で付き添い、安全に外出できるようサポートを行うものです。

<グループ支援型>

複数の障がい者等への同時支援、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行うものです。

<車両移送型>

障がいに起因して公共交通機関の利用が困難な障がい者等に対し、リフト付き車両や福祉車両を用いて外出支援を行うものです。

※金銭面の理由や家族の都合のみで利用することは認められません。

【4. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準】

移動支援における「身体介護を伴う場合」とは、実際に身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要かどうかによって判断するものとします。

見守り支援については、移動時に転倒予防のためそばについて歩き事故等が起きないように常に見守りをする、突発的に移動しないように常に見守りをするなど、安全を確保しながらの場合になります。また、車椅子の方は身体介護を伴うものとします。（※自走可能で見守りのみの支援であれば身体介護を伴わないと判断）

身体介護を伴う	日常生活で身体介護が必要な方で、移動支援の利用時にも介助が必要と見込まれる場合
身体介護を伴わない	介助や援助が不要（見守り・声掛けのみ）

《身体介護を伴う場合の判断基準》

以下のいずれかに該当する方

○障害支援区分が区分2以上である方

○障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

- ①「歩行」：「全面的な支援が必要」
- ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

【5. 利用時間】

原則月30時間の範囲内となります。

【6. 外出の範囲】

基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断します。

通常は、『自宅～目的地～自宅』の一連の外出経路が移動支援の対象となりますが、この外出経路の一部のみで移動の支援が必要である場合は、一部のみの移動を利用することも可能です。

●対象となる外出●

社会生活上必要 不可欠な外出	<ul style="list-style-type: none">・官公庁や金融機関への外出・生活必需品の買い物（本人同伴）・冠婚葬祭・通所（事業所の送迎が困難な場合のみ）・通院 等
余暇活動のため の外出	<ul style="list-style-type: none">・散歩・レジャー・美容院・ボランティア活動・レクリエーションへの参加 等

●対象にならない外出●

<ul style="list-style-type: none">・通勤や営業活動等の経済活動に係る外出・通年かつ長期にわたる外出（通学や日中一時、習い事等）・危険を伴う活動・宗教活動や政治活動等
--

【7. 利用者負担額】

利用者負担額は下記の表のとおりです。

区分	世帯の収入	利用者負担	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	町民税非課税世帯で、サービスを利用する障がい者本人または障がい児の保護者の年収が80万円以下の者	1割	15,000円
低所得2	町民税非課税世帯で低所得1に該当しない者		24,600円
一般	町民税課税世帯		37,200円

【8. 留意事項】

- ・有効期限約1か月前に更新継続有無の案内を送付しますので、継続する場合は有効期限が切れる前に提出をお願いします。期限が1ヶ月以上切れた場合は、新規扱いとなり、期限切れ後の利用は実費負担となります。
- ・原則として、公的機関への手続き、通院については居宅介護（通院等介助等）や介護保険を利用できる場合にはその利用を優先します。
- ・原則の利用は「自宅」～「目的地」～「自宅」となります。もしくは、「自宅」～「目的地」や「目的地」～「自宅」といった片道の利用もできます。
- ・このガイドラインは、原則的な利用方法等について整理したものであり、本書の内容に沿わない利用は絶対に認めないというものではありません。利用者の個々の事情により判断しますので、個別にご相談ください。

～事業者の方へ～

- ・移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受に関わらず、別途、道路運送法上の許可等が必要になります。
- ・グループ支援型の利用について、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要する場合や、急なキャンセル等もあり得ることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

【移動支援に関するQ&A】

Q 1 入退院の際に移動支援を利用できますか。

A 利用できません。ただし、利用者のみでは移動が不可能な場合で、かつ家族等の支援を受けられない場合はご相談ください。

Q 2 病院に入院中の場合は移動支援を利用できますか。

A 原則として『自宅～目的地～自宅』の利用となるため、入院中の移動支援は対象外です。ただし、やむを得ない理由等がある場合は一度ご相談ください。

Q 3 施設に入所中の場合は移動支援を利用できますか。

A 原則として『自宅～目的地～自宅』の利用となるため、入所中の場合は施設の送迎車の利用が優先になります。ただし、一時帰宅の場合は送迎車の利用ができない場合に限り利用できます。

Q 4 支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか。

A 上限を超えて利用者が事業所と契約することはできますが、超えた分については、全額自己負担となります。

Q 5 1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 1回のサービス提供時間に制限はありません。事業所によってサービス提供時間が異なりますので、利用する事業所へ確認してください。

Q 6 町外に行く場合であっても、移動支援を利用できますか。

A 野辺地町外に行く場合であっても、利用できます。

Q 7 1回の移動支援事業で複数の目的地へ行くことは可能ですか。

A 複数の目的地へ行くことに対する制限はありません。ただし、一連の外出の中で、1か所でも移動支援事業の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援事業全体が算定の対象となりません。

Q 8 事業所から自宅、自宅から事務所までの時間は算定に含まれますか。

A 算定に含まれます。野辺地町移動支援事業サービス提供計画・実績記録票へ記載してください。

Q 9 待機時間は算定に含まれますか。

A 待機時間は算定に含まれます。野辺地町移動支援事業サービス提供計画・実績記録票へ記載してください。

Q 10 キャンセル料の負担はどうなりますか。

A 事業者と利用者の双方で契約時に取り決めをしてください。キャンセル料は町で負担できません。

Q 11 介助者の同乗は可能ですか。

A ヘルパー以外で家族等からの支援（利用者の安全確保やサポート等）が必要な場合は同乗可能です。

Q 12 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象になりますか。

A ヘルパー自ら運転する場合、運転時間中には、常時支援が行える状態にないため運転時間を除いて移動支援を算定することになります。また、ヘルパー自ら運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要になります。これを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象となりません。

Q 13 移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか。

A 就学児以上の障がい者等が対象となります。また、移動支援は外出支援を目的としており、保護者の休息を目的としたものではありません。よって、就学児であっても、障がいの有無にかかわらず単独での外出が見込まれないものについては、原則、移動支援の対象となりません。（例：小学校低学年の児童が単独で病院に行くことやショッピングセンターに行くといったことは通常想定されない。）

Q 14 突然利用が必要になった場合は、利用できますか。

A 移動支援の支給決定を受けていて、事業所が対応可能であれば利用できます。ただし、支給決定時間を超えて利用するときは、超えた分は算定の対象外となります。

Q 1 5 外出のために準備をしていたが、利用者の具合が悪くなった等により急遽外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象となりません。